

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等(水産分野)を実施するための必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び彼等の購入	200,000千円	2019.3.8 (同日)	日本側 山田俊之在パラオ大使 パラオ側 フランシス・マツタロワ駐日大使	2019.3.22 95号
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等(海上安全分野)を実施するための必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び彼等の購入	200,000千円	2019.3.8 (同日)	日本側 山田俊之在パラオ大使 パラオ側 フランシス・マツタロワ駐日大使	2019.3.22 96号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。